

## 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の概要

平成15年6月公布、平成16年2月施行  
 財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境共管

### 目的

国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより、生物多様性条約カルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保。

### 主務大臣による基本的事項の公表

遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性影響を防止するための施策の実施に関する基本的な事項等を定め、これを公表。

### 遺伝子組換え生物等の使用等に係る措置

遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち、使用形態に応じた措置を実施

「第1種使用等」  
 = 環境中への拡散を防止しないで行う使用等(農地での栽培など)

新規の遺伝子組換え生物等の環境中での使用等をしようとする者(開発者、輸入者等)等は事前に使用規程を定め、生物多様性影響評価書等を添付し、主務大臣の承認を受ける義務。

#### 主務大臣

環境大臣及び分野ごとの主務大臣  
 研究開発: 文部科学大臣  
 酒類製造: 財務大臣  
 医薬品等: 厚生労働大臣  
 農林水産: 農林水産大臣  
 鉱工業: 経済産業大臣

「第2種使用等」  
 = 環境中への拡散を防止しつつ行う使用等(実験室・工場での使用など)

施設の態様等拡散防止措置が主務省令で定められている場合は、当該措置をとる義務。定められていない場合は、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務。

#### 主務大臣

研究開発: 文部科学大臣  
 酒類製造: 財務大臣  
 医薬品等: 厚生労働大臣  
 農林水産: 農林水産大臣  
 鉱工業: 経済産業大臣

未承認の遺伝子組換え生物等の輸入の有無を検査する仕組み、輸出の際の相手国への情報提供、報告徴収・立入検査、違反者への措置命令(回収等)、罰則等所要の規定を整備

#### 検討規定(附則第7条)

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

